

5月は自転車月間

交通ルールを
守りましょう

自転車に関連する交通事故が多発しています。今一度、交通ルールを見直しましょう。

自転車安全利用五則を守ろう

信号を守る、一時停止をするなど、交通ルールは交通事故を未然に防ぐためのものです。
自転車を利用するにあたって、被害者・加害者とならないために、自転車安全利用五則を守りましょう。

自転車安全利用五則

1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

3 夜間はライトを点灯

4 飲酒運転は禁止

5 ヘルメットを着用

自転車のルール・マナーをアプリで学ぼう

自転車の事故事例やルール・マナーの学習、自転車走行の体験学習をスマートフォンなどで行うことができるアプリ「輪トレ(りんトレ)」を配信しています。詳しくは、東京都生活文化スポーツ局ホームページをご覧ください。

小学生は幼児座席に乗車できません

幼児座席に乗車できるのは、未就学児までとなります。小学生のお子さんを乗せて自転車を運転することは二人乗りとなり、事故の危険も高まるためお控えください。

自転車用ヘルメットを着用しよう

自転車の事故では、頭部の損傷が致命傷になります。ヘルメットの非着用時は着用時に比べて、交通事故に遭った際の致死率が1.9倍も高くなります。自転車を運転する際は、必ずヘルメットを着用しましょう。

自転車に関する罰則が強化されました

昨年11月から、自転車の「運転中のながらスマホ」や「酒気帯び運転・ほう助」などに対する罰則が強化されました。詳しくは、区ホームページをご覧ください。

車などを運転する方へ

歩行者専用道路の標識が設置されている通学路の一部道路では、児童・生徒の安全確保のため、許可車両などを除く車両は通行できません。※バリケードの設置有無に関わらず通行できません。違反した場合は、警察による取り締まりの対象となります。

歩行者専用道路標識

問 合

板橋区土木計画・交通安全課交通安全・啓発助成係 ☎ 3579-2297
板橋警察署 ☎ 3964-0110、志村警察署 ☎ 3966-0110、高島平警察署 ☎ 3979-0110

区立美術館館蔵品展

あの時の風景
特集展示 あの風景を見つめる目

本展では、大正から戦後にかけて、変遷する時代と向き合った画家たちによる、様々な想いを託した風景画を中心に紹介します。

と き

4月26日(土)～6月15日(日)、9時30分～17時(入館は16時30分まで)

期間中の催し

講演「長谷川利行の1930年代、隅田川岸をさまよう」
▶とき＝4月26日(土)14時～15時30分 ▶講師＝美術史家 原田光
定員＝60人(先着順)※当日、直接会場へ。
美術講座「探検 発見 風景画」
▶とき＝5月10日(土)14時～15時30分 ▶定員＝20人(申込順) ▶費用＝500円 ▶申込＝4月26日(土)朝9時から、電話で、区立美術館
学芸員によるギャラリートーク
▶とき＝5月3日(祝)・17日(土)、14時～14時30分※当日、直接会場へ。

寺田政明「運河と人」

長谷川利行「水泳場」

ところ・問合

区立美術館 ☎ 3979-3251
〈月曜休館。ただし5月5日(祝)・6日(休)は開館し7日(水)休館〉

※費用の明示がないものは無料

最新情報は区ホームページをご覧ください